

平成十年厚生省令第五号
理容師養成施設指定規則

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第四項の規定に基づき、理容師養成施設指定規則を次のように定める。

（この省令の趣旨）

第一条 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第三条第二項に規定する理容師養成施設の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

第二条（養成課程）

法第三条第三項に規定する理容師養成施設における養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とする。

第三条（指定の申請手続）

第三条第三項に規定する指定を受けようとする理容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、理容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて理容師養成施設を設立しようとする日の四月前までに、当該指定に係る理容師養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

第四条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

昼間課程、夜間課程又は通信課程には、昼間課程又は夜間課程に美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師になるのに必要な知識及び技能を修得していない者を対象とする教科課程を設けている場合に限つて、当該美容師養成施設において美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者を対象とする教科課程（以下「美容修得者課程」という。）を設けることができる。

第五条（指定の申請手續）

第三条第三項に規定する指定を受けようとする理容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、理容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて理容師養成施設を設立しようとする日の四月前までに、当該指定に係る理容師養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

第六条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

昼間課程、夜間課程又は通信課程には、昼間課程又は夜間課程に美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師になるのに必要な知識及び技能を修得していない者を対象とする教科課程を設けている場合に限つて、当該美容師養成施設において美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者を対象とする教科課程（以下「美容修得者課程」という。）を設けることができる。

第七条（指定の申請手續）

第三条第三項に規定する指定を受けようとする理容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、理容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて理容師養成施設を設立しようとする日の四月前までに、当該指定に係る理容師養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

第八条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第九条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第十条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第十二条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第十三条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第十四条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第十五条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第十六条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第十七条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第十八条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第十九条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第二十条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第二十一条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第二十二条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第二十三条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第二十四条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第二十五条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第二十六条（指定の申請手續）

通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設けることができる。

第四条第一項第二号口の項	別表第一に掲げる算式によつて算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人。ただし、夜間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによつて算出された人の数の二分の一以上が専任であること	同時授業を行つて美容師養成施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によつて算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人。ただし、美容修得者課程の教科課目と美容師養成施設指定規則第一条の二に規定する理容修得者課程の教科課目のみで同時授業を行つ場合においてその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによつて算出された人の数の二分の一以上が専任であること。
別表第一別表第三衛生管理保健の項	定員 理容師 （定員十同時授業を行つて美容師養成施設の定員）	理容師又は美容師（同時授業を行つ場合に限る。）

（教科課程の基準）

第五条 法第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の教科課程は、教科課程の基準として厚生労働大臣が別に定めるところによらなければならない。（変更等の承認）

第六条 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の定員を増加しようとするときは、又は第三条第一項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、二月前までに、その旨を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 指定養成施設において新たに養成課程を設けようとするとき（新たに美容修得者課程を設けようとするときを含む。）及び新たに同時授業を行おうとするときも、前項と同様とする。

3 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における養成課程の一部を廃止（美容修得者課程の一部又は全部を廃止する場合を含む。）し、又は当該養成施設を廃止しようとするときは、二月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。

一 廃止の理由

二 廃止の予定年月日

三 入所中の生徒があるときは、その処置

四 指定養成施設を廃止しようとする場合には、当該養成施設に在学し、又はこれを卒業した者の学習の状況を記録した書類を保存する者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）並びに当該書類の承継の予定年月日

（指定養成施設廃止後の書類の保存）

第七条 指定養成施設が廃止される場合において、当該養成施設に在学し、又はこれを卒業した者の学習の状況を記録した書類を適切に保存することができる者がいないときは、当該指定養成施設所在地の都道府県知事が、当該書類を保存しなければならない。

（変更の届出）

第八条 指定養成施設の設立者は、第三条第一項第一号、第二号、第三号、第五号、第六号（学級数に関する部分に限る。）、第七号、第八号、第九号（教科課程に関する部分に限る。）、第九号の二、第十号若しくは第十一号若しくは同条第三項に掲げる事項又は通信課程における通信教材の内容に変更を生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

2 指定養成施設の設立者は、第三条第一項第六号に掲げる事項について変更（生徒の定員を減ずる場合に限る。）しようとするとき又は同時授業を終了しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
(收支決算等の届出)

（収支決算等の届出）

第九条 指定養成施設の設立者は、毎年七月三十一日までに、次の事項を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年の四月一日からその年の三月三十一日までの収支決算の細目

二 その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの収支予算の細目
(入所及び卒業の届出)

第十条 指定養成施設の設立者は、毎年四月三十日までに、前年の四月一日からその年の三月三十一日までの入所者の数及び卒業者の数を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（卒業証書）

第十二条 指定養成施設の長は、その施設の全教科課程を修了したと認めた者には、次の事項を記載した卒業証書を授与しなければならない。

一 卒業者の本籍、氏名及び生年月日

二 卒業の年月日

三 指定養成施設の名称、所在地及び長の氏名
(報告の微収及び指示)

第十三条 指定養成施設所在地の都道府県知事は、指定養成施設につき必要があると認めるときは、その設立者又は長に対して報告を求めることができる。

2 指定養成施設所在地の都道府県知事は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十三条 指定養成施設所在地の都道府県知事は、指定養成施設が第四条の規定による基準に適合しなくなつたと認めるとき、又はその設立者が第六条の規定に違反したとき、又はその設立者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 第七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過規定)

第二条 この省令の施行の際現に理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）による改正前の理容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号。以下「旧規則」という。）第十条第一項の規定により提出されている申請書は、第三条第一項の規定により提出しているもののみなす。

第三条 指定養成施設（第四条第二項の規定により、入所資格について設定された特別の基準が適用されるものを除く。）は、第四条第一項第一号イの規定にかかわらず、当分の間、学校教育法第五十七条に規定する者（理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第二百九号。以下「改正法」という。）附則第五条第二項に規定する者を含む。）を入所させることができる。この場合において、指定養成施設の長は、理容師法施行規則第六条第一号に規定する講習を実施しなければならない。

第四条 この省令の施行の日の前日において改正法による改正前の理容師法第三条第四項の規定による指定を受けていた理容師養成施設（以下「旧指定養成施設」という。）については、平成十一年三月三十日までの間は、第四条第一項第一号ヘ及び第二号ロの規定中「二分の一」とあるのは「三分の一」とし、同条第一項第一号リ（図書室に関する部分に限る。）、又及びヲの規定は適用しない。

第五条 この省令の施行の日の前日において一年以上継続して旧指定養成施設において旧規則別表第一に掲げる消毒法（実習）又は理容理論（実習を含む。）の教員として勤務していた者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものは、第四条第一項第一号トの規定にかかわらず、当分の間、消毒法（実習）の教員にあつては別表第三に掲げる衛生管理又は理容保健の教員と、理容理論（実習を含む。）の教員にあつては同表に掲げる理容技術理論又は理容実習の教員となることができる。

第六条 この省令の施行の日の前日において六年以上旧指定養成施設において旧規則別表第二に掲げる理容理論（実習を含む。）の教員として勤務していた者は、第四条第一項第一号トの規定にかかわらず、当分の間、別表第三に掲げる理容技術理論又は理容実習の教員となることができる。

第七条 改正法附則第四条第二項の規定により、厚生大臣の指定がなおその効力を有するとされる理容師養成施設については、旧規則第九条、第十一条及び第十二条の規定は、同項に規定する日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

(平成二十二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則

(平成一七年九月三〇日厚生労働省令第一五六号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則

(平成一九年一二月二十五日厚生労働省令第一五二号)

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則

(平成二〇年二月二九日厚生労働省令第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(理容師養成施設に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日前になされたこの省令による改正前の理容師養成施設指定規則（以下「旧理容規則」という。）第三条第一項の規定に基づく申請又は第六条第二項の規定に基づく申請（新たに養成課程を設ける場合に限る。）については、この省令による改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容規則」という。）第三条第一項第九号の二及び第四条第一項第一号リの規定は適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に旧理容規則第四条第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき関係法規・制度、理容の物理・化学、理容文化論又は理容運営管理の教員として勤務していた者は、新理容規則第四条第一項第一号ト及び別表第三の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることができる。

第四条 この省令の施行の日の前日において理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項の規定による指定を受けた理容師養成施設及び旧理容規則第六条第二項の規定に基づき申請を提出しこの省令の施行後に理容師法第三条第三項の規定による指定を受けた理容師養成施設及び旧理容規則第六条第二項の規定による指定を受けた理容師養成施設に設立者は、平成二十一年三月三十日までの間は、新理容規則第四条第一項第一号リの規定は適用しない。

第五条 既存理容師養成施設、旧理容規則第三条第一項の規定に基づき申請を提出しこの省令の施行後に理容師法第三条第三項の規定による指定を受けた理容師養成施設又は旧理容規則第六条第二項の規定に基づき申請（新たに養成課程を設ける場合に限る。）を提出しこの省令の施行後に新理容規則第六条第一項の規定による承認を受けた理容師養成施設の設立者は、平成二十一年三月三十日までに同規則第三条第一項第九号の二に規定する卒業認定の基準を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。

第六条 既存理容師養成施設の設立者は、平成二十年五月三十一日までに新理容規則第三条第一項第十二号の規定に基づく校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図について変更しようとするときは、同規則第六条第一項の規定にかかるわらず、その旨を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第七条 この省令の施行の際現に旧理容規則第六条第一項の規定に基づく申請（生徒の定員を減ずる場合に限る。）を行つてゐる者は、新理容規則第八条第二項の規定による届出を行つた者とみなす。

第八条 この省令の施行の日前になされた旧理容規則第六条第二項の規定に基づく申請（養成施設を廃止する場合に限る。）については、なお従前の例による。

附 則 （平成二年一二月二八日厚生労働省令第一五九号）

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（施行期日）

第二条 この省令の施行の際現に理容師養成施設指定規則第四条第一項第一号ト及び別表第三衛生管理理容保健の項第五号の規定に基づき理容師養成施設の衛生管理及び理容保健の課目の教員となることができる者並びに美容師養成施設指定規則第三条第一項第一号ト及び別表第三衛生管理理容保健の項第五号の規定に基づき美容師養成施設の衛生管理及び理容保健の課目の教員となることができる者は、この省令による改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容規則」という。）第四条第一項第一号ト及び別表第三並びに美容師養成施設指定規則（以下「新美容規則」という。）第三条第一項第一号ト及び別表第三の規定にかかるわらず、平成二十三年三月三十一日までの間、理容師養成施設の衛生管理又は理容保健の課目及び美容師養成施設の衛生管理又は美容保健の課目に係る同時授業（新理容規則第四条の二第一項に規定する同時授業をいう。次条において同じ。）の教員となることができる。

第三条 厚生労働大臣は、この省令の施行後五年を目途として新理容規則及び新美容規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。
（施行期日）

附 則 （平成二七年三月三一日厚生労働省令第五五号）抄
1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成二八年五月三一日厚生労働省令第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（理容師養成施設に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の理容師養成施設指定規則第四条第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき理容技術理論及び理容実習の課目の教員として勤務していた者は、第一条の規定による改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容規則」という。）別表第三の規定にかかるわらず、当分の間、当該課目の教員となることができる。
2 この省令の施行の際現に理容師の免許を受けた後三年以上実務に従事した経験のある者であつて、平成二十九年三月三十一日までの間ににおいて新理容規則別表第三理容技術理論理論理論実習の項の規定に基づき厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものは、新理容規則別表第三の規定にかかるわらず、当分の間、理容技術理論及び理容実習の課目の教員となることができる。

附 則 （平成二九年三月三一日厚生労働省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定のうち理容師法施行規則様式第一から第四までの改正規定、第四条の規定、第五条のうち美容師法施行規則様式第一から第四までの改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第五条、第十三条及び第十四条の規定 この省令の公布の日

（理容師養成施設に係る準備行為）

二 第三条及び第七条の規定並びに附則第六条から第十条までの規定 平成三十年四月一日

第四条 理容師法第三条第三項の指定を受けて第三条の規定による改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容師養成施設指定規則」という。）第四条の基準に係る理容師養成施設を設けようとする者、新理容師養成施設指定規則第六条第二項の変更の承認を受けて新理容師養成施設指定規則第二条第四項に規定する美容修得者課程を設けようとする者又は新理容師養成施設指定規則第六条第二項の変更の承認を受けて新理容師養成施設指定規則第二条第四項に規定する美容修得者課程を設けようとする者は、第二号施行日前においても、新理容師養成施設指定規則第二条第四項、第三条第二項、第四条の二第一項又は第六条第二項の規定の例により、その指定又は変更の承認の申請をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定又は変更の承認の申請があつた場合には、第二号施行日前においても、新理容師養成施設指定規則第四条第一項、第四条の二第二項、別表第一、別表第二の二又は別表第三の規定の例により、その指定又は変更の承認をすることができる。この場合において、その指定又は変更の承認を受けた者は、第二号施行日において理容師法第三条第三項の指定又は新理容師養成施設指定規則第六条第二項の変更の承認を受けたものとみなす。
第五条 厚生労働大臣は、第二号施行日前においても、新理容師養成施設指定規則別表第三の規定の例により、同表衛生管理保健、香粧品化学、文化論又は運営管理の各項の規定による研修の認定をすることができる。

（理容師養成施設指定規則に係る経過措置）

第六条 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第三条の規定により同法第二条の規定による改正後の美容師法の規定による美容師試験を受けるものとされている者についていは、新理容師養成施設指定規則第二条第四項の規定の適用に当たつては、美容師法第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師法施行規則第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者とみなす。

第七条 第三条の規定の施行の際現に理容師法第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設に入所中の生徒に係る修業期間、教科課目、単位数、教科課目の教員及び通信課程における授業方法並びに当該生徒に係る教科課程については、なお従前の例による。

第八条

次の各号に掲げる者は、新理容師養成施設指定規則別表第三の規定にかかわらず、当分の間、それぞれ当該各号に掲げる理容師養成施設の課目の教員となることができる。

一 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の理容師養成施設指定規則（以下「旧理容師養成施設指定規則」という。）第四条第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき衛生管理の**二** 第二号施行日の前日において現に旧理容師養成施設指定規則第四条第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき理容保健、理容の物理・化学、理容文化論又は理容運営管理の課目の教員として勤務していた者**三** 第二号施行日の前日において現に理容師養成施設指定規則別表第五条の規定に基づき旧理容師養成施設指定規則別表第三に掲げる衛生管理又は保健の課目の教員として勤務していた者

それぞれ衛生管理又は保健

四 第二号施行日の前日において現に理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第二十一号）附則第三条の規定に基づき旧理容師養成施設指定規則別表第三に掲げる理容の物理・化学、理容文化論又は理容運営管理の課目の教員として勤務していた者

五 平成二十九年四月一日から第二号施行日の前日までの間に旧理容師養成施設指定規則別表第三の衛生管理、理容保健、理容文化論又は理容運営管理の各項の規定に基づき厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了した者 それぞれ衛生管理、保健、文化論又は運営管理

第六条 理容師の免許を受けた後、第二号施行日前に旧理容師養成施設指定規則別表第三に掲げる理容保健、理容の物理・化学、理容文化論又は理容運営管理の課目の教育に関する業務に従事した期間がある者の当該期間及び附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる教科課目のうち理容保健、理容の物理・化学、理容文化論又は理容運営管理の課目の教育に関する業務に従事した期間がある者の当該期間については、それぞれ新理容師養成施設指定規則別表第三の衛生管理保健の項の下欄第八号、香粧品化学の項の下欄第六号、文化論の項の下欄第四号（二）又は運営管理の項の下欄第四号（二）に規定する期間に含めて計算するものとする。

附 則 **（平成三十一年二月一六日厚生労働省令第一五号）**

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 **（令和四年二月九日厚生労働省令第二一号）**

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

別表第一	課目	必修課目	関係法規・制度	単位数
	小計			一単位以上
	選択課目			三単位以上
合計				三単位以上
備考	単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもつて一単位とする。			
別表第一の二				
課目	必修課目	理容技術理論 理容実習	単位数	
合計			四単位以上	
小計			二十三単位以上	
選択課目			二十七単位以上	
			七単位以上	
			三十四単位以上	

備考 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもつて一単位とする。

別表第二

（定員×一学級の週当たり平均授業時間数）／（40×15）

別表第三

規・制度	関係法
衛生管理	衛生管理
五 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験に合格した者又は裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）による司法修習生となる資格を得た者	一 旧教員免許令（明治三十三年勅令第百三十四号）に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程（明治四十一年文部省令第三十二号）第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において法律学を修めた者 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の卒業者（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）の修了者を含む。）であつて、法律に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者 三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条若しくは第二条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 衛生行政に三年以上の経験を有する者
一 医師 二 歯科医師	一 薬剤師 二 薬剤師 三 獣医師 四 保健師 五 産婦人科医師 六 助産師 七 看護師 八 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの
文化論	一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において化学を修めた者 二 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ闘スル規程（大正十一年文部省令第四号）第六条第五号の規定により許可を受けた学校又は同条第七号の規定に基づく昭和十五年十月文部省告示五百六十九号（実業学校教員検定ニ闘スル規程第六条第七号により無試験検定を受けることができる者の指定の件）に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であつて、当該学校又は養成所において化学を修めた者 三 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であつて、化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者 四 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であつて、化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者 五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの
運営管理	一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において美術を修めた者 二 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であつて、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者 三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものの (一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者 (二) 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者 五 計学を修めた者 一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者 二 学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であつて、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者 三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により、高等学校若しくは中学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものの (一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者 (二) 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者 五 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者

選択課目	理容技術 理論実習	理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの
それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者		